

諮問日：平成29年6月5日（平成29年度（最情）諮問第26号）

答申日：平成29年10月2日（平成29年度（最情）答申第37号）

件名：最高裁判所判事が退官するときの事務手続が書いてある文書の不開示判断  
（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「最高裁判所裁判官が退官するときの事務手続が書いてある文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年5月12日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出文書は、最高裁判所判事の退官日及び近接する二、三日間に行われる最高裁判所判事退官に伴う諸行事に関する事務手続を記載した文書を指すものと解される。最高裁判所判事の退官に伴う行事として、挨拶回りが実施された例はあるが、挨拶回りは、担当部署において退官する最高裁判所判事の意向を確認した上で、実施の有無、内容及びスケジュールを確定しているところ、これらの事務手続は口頭で確認することにより行っているものであり、これらの事務手続に関する司法行政文書は作成していない。そのほかに退官行事

として実施している事務はないことから、司法行政文書を作成していない。

また、退官行事に関連して、他の機関から文書を取得していない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年6月5日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年7月21日 審議
- ④ 同年9月29日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書は、最高裁判所判事の退官日及び近接する二、三日間に行われる最高裁判所判事退官に伴う諸行事に関する事務手続を記載した文書を指すものと解されるどころ、最高裁判所判事の退官に伴う行事として挨拶回りが実施された例はあるが、挨拶回りに関する司法行政文書は作成していないなどと説明する。この点につき、そもそも挨拶回りは儀礼上のものにすぎない上、挨拶回り先について何らの定めもないことからすれば、挨拶回りについては、担当部署において退官する最高裁判所判事の意向を確認した上で、実施の有無、内容及びスケジュールを確定しており、これらの事務手続は口頭で行われていて、司法行政文書を作成する必要はないという上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所判事の退官に伴う行事として司法行政文書を作成し、保存するようなものがあることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長            高   橋            滋

委            員            久   保            潔

委            員            門   口   正   人